

令和2年6月5日

うきは市議会
議長 櫛川 正男 様

議会改革特別委員会
委員長 中野 義信

委員会調査報告

平成30年6月議会にて全議員による議会改革特別委員会を設置し、議会改革に関し種々調査を行い検討を重ねてきました。

令和2年5月1日第23回の議会改革特別委員会において、一定の調査が終了しましたので、その結果について、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告します。

記

委員会開催日・協議事項

第1回 平成30年7月6日（金）午前11時10分～午前12時 協議事項

1, 今後の取り組みについて協議

▷事務局から前期の議会改革特別委員会の決定事項について説明後、今期の検討項目について協議。

[主な質疑・意見]

- ・議会報告会は今年実施するのか。基本条例見直しの陳情の協議は。
- ・議会運営委員会では継続審査にしている陳情（基本条例見直し）について、全議員で協議し意見を聞きたいとの思いから、特別委員会での協議テーマとして扱ってほしい。
- ・条例改正したからには、検証期間なども必要ですぐに見直すべきではない。
- ・基本条例を可決した当時と比べ、議員の構成も異なる。他市との比較など勉強会を開いてはどうか。
- ・行政評価を議会で行うことは可能か。
- ・行政評価は議会がするものではない。執行部が行うか判断するのではないか。
- ・議会で行政施策について、調査し評価している議会もあると聞いている。

- ・女性議員増のための推進法制定により、選挙候補者の男女均等が明記された。
- ・女性議員が活動しやすい環境を整備することは大事だと思う。
- ・以前議会改革特別委員会で協議をしていたタブレット導入（ペーパーレス化）を検討項目にしてはどうか。

【決定事項】

- ・協議事項については、各自で考え、7月末までに事務局へ伝えること。次回の委員会で、提出された事項を委員に諮って最終的に決定する。

第 2 回 平成30年8月3日（金）午後1時28分～午後3時22分

協議事項

1. 検討項目の提案集約及び決定について

【決定事項】

- ・提出された検討項目を協議した結果、次のとおりとする。

《検討項目》

- (1) 議会報告会について
 - (2) 議会基本条例の検証について
 - (3) 議会基本条例に基づく自由討議の拡大・推進について
 - (4) 政治倫理に関する条例制定について
 - (5) 県議会との連携強化及び隣接市町議会交流の推進
 - (6) 常任委員会の運営について
 - (7) 議会施設等の整備について
 - (8) 政務活動費について
 - (9) 事業評価について
 - (10) 将来のうきはを担う若者及び女性議員の確保対策について
 - (11) その他必要に応じて検討項目を協議して追加する
- ・議会報告会については、陳情（基本条例見直し）の件もあるので次回で協議したらどうか。
 - ・次回については、新任議員にも前回の条例改正の経緯を説明する必要があり、勉強会を開いて、その後に委員会で協議したい。

第 3 回 平成30年8月30日（木）午後2時45分～午後3時24分

協議事項

1. 議会報告会について

[主な質疑・意見]

- ・自治協議会毎に地域の課題（テーマ）を聞いて実施したらどうか。
- ・自治協議会に協力のお願いをするとすると、年次計画に入れてもらうためにも来

年4月以降に実施してはどうか。

【決定事項】

- ・議会基本条例で定める「情報及び意見交換の場」を実施する。
- ・議会基本条例の第7条の見直しを行わない。
- ・議会基本条例の第7第2項で議長が別に定めるとする「実施要領」は見直しを行い新たに定める。
- ・10月5日の自治協議会会長会にて、正副委員長が「情報及び意見交換の場」の協力についてお願いをし、日程については定例会開催月を除く約2か月間の期間で行いたい旨を伝え、最悪来年4月以降の実施もあることとする。
- ・次回の協議事項は、情報及び意見交換の場で議題（テーマ）とする項目についてと実施要領の見直しを行う。

**第4回 平成30年10月5日（金）午後0時12分～午後0時54分
協議事項**

1. 決算特別委員会の反省について

[主な質疑・意見]

- ・決算特別委員会の最終日の総括質疑について、各委員の考えを聞きたい。
→総括質疑では、所管課で判断できないこと、疑義が晴れないことについて、直接市長に対し質疑することと理解している。
- 総括質疑は、従前の申し合わせのとおり、3回以内で良いのでは。
- 個別の質疑は所管で行い、大きなテーマで市長に質疑することが大事だ。
- ・質疑3回の内、1回につき5項目までと昨年なっていたと思うが、今年は3項目でお願いしたいと委員長が初日に言われた。全員で決めていないので問題では。また、不適当な発言等ではない限り、委員の発言を止める権利はないのでは。

2. 市民との「意見交換会」の決定事項について

(1) 議会からのテーマ

【決定事項】 議会のテーマは上水道事業とする。

(2) 班編成

【決定事項】 各自治協からのテーマを見て判断する。

(3) 各班担当地区

【決定事項】 各自治協からのテーマを見て話し合いにおいて決定する。

(4) 開催時期

【決定事項】 自治協議会に来年1月から2月末の間で依頼する。ただし、難しいようであれば、来年4月以降でお願いする。

(5) 今後のスケジュール

【決定事項】 次回の協議とする。

3. その他

[主な質疑・意見]

- ・ 常任委員長としての立場と本会議での議員としての表決行為について、次回までに事務局が調べるように。
- (事務局) 調べて回答する。

第 5 回 平成 30 年 10 月 26 日 (金) 午後 4 時 35 分～午後 4 時 45 分 協議事項

1. (前回) 第 4 回議会改革特別委員会における調査結果について

- (1) 常任委員長の立場と本会議での議員としての表決行為についての調査結果
- ・ 議会における表決において、委員長が自ら報告した委員会結果と異なる態度をとることについて、事務局から説明。「質疑応答 議会運営実務提要」の記述によると、委員長報告と議員としての態度表明については、

[問] 議会における表決に際し、委員長は自らが報告した多数意見と異なる態度を表明しても差し支えないと解するがどうか。

【答】 委員長の議会における報告は、委員会の審議経過及び結果を委員長として報告するものであり、これに自らの意見を加えてはならない(標準議会会議規則町村第 41 条第 4 項)かわりに、委員長は、以後の表決に際しては、この報告の内容に拘束されるものではない。したがってお見込みのとおり。

※結果：委員会報告に拘束されるものではない。

第 6 回 平成 30 年 11 月 29 日 (木) 午後 0 時 59 分～午後 1 時 28 分 協議事項

1. うきは市議会意見交換会実施要領の改正について

- ・ 意見交換会実施要領改正(案)について事務局から説明。

【決定事項】

- ・ うきは市議会意見交換会実施要領(案)の「2. 開催時期」について、以下とおり修正する。

(改正案) 意見交換会は、原則として年度ごとに各地区自治協議会(以下「地区」という。)と開催日程等を調整しながら実施することができる。ただし、開催日程等の調整ができないときは、当該年度は実施しない。

(修正案) 意見交換会は、原則として年度ごとに各地区自治協議会(以下「地区」という。)と開催日程等を調整しながら行う。ただし、開催日程等の調整ができな

いときは実施しない。

※上記のほかの改正案文については、原案どおりとする。

2. 市民みなさんとの「意見交換会」について

(1) 議会からの題目（テーマ）について

【決定事項】

- ・議会からの題目については、今回は設定しない。地域から出ている題目について意見交換をする。

(2) 班編成について

【決定事項】

- ①班数：2班とする。②班構成：次回の協議とする。③班代表者（班長、副班長）：次回の協議とする

(3) 調査未回答自治協議会への連絡及び今後の対応について

【決定事項】（協議結果）事務局から未回答自治協議会へ電話で催促する。

3. その他

[主な質疑・意見]

- ・本会議初日の委員長報告について、報告時間を短縮できないか。また、質疑を省略できないか。

→（事務局）委員長報告に対する質疑を省略できるか確認したい。

- ・短縮するとなると、傍聴者にも分かるように委員会報告書を配布しては。
- ・事務局も大変になるので、難しいのではないか。
- ・他にも検討項目があり、研修なり討論なりしてはどうか。

→いずれにしても、全項目協議したい。

第 7 回 平成30年12月14日（金）午前10時59分～午前11時40分 協議事項

1. 市民みなさんとの「意見交換会」について

(1) 自治協議会の調査回答結果について

- ・千年地区：2月上旬、①スポーツアイランドの使用について、②スポーツアイランドの堤防の階段の改善について③空き家・放棄地の対策について、④若宮八幡宮内の池の清掃と公園整備について、⑤高齢者の買い物等弱者の対策について、⑥バイパス等道路の白線の改修について。
- ・吉井地区：2月下旬、①児童の通学について、②子どもの虐待の実態について、

③議員の皆様が個々にどういう取組みをされているのか又それを市政にどのように反映していこうとされているのか伺いたいと思います。

- ・福富地区：1月下旬、①福富地区の老朽化ため池改修に伴う地元負担軽減について、②農地転用について、③上水道事業の現在と将来状況及び来年度からの財政負担について。
- ・江南地区：2月上旬、テーマを集約中。
- ・妹川地区：2月中旬又は、下旬、山間地集落の生き残り①山間地で生き抜くための諸課題、②有害鳥獣対策の強化。
- ・新川地区：2月上旬、山間地、特に新川・田籠地区に住む住民（若者・高齢者世帯一人暮らし世帯）が安心して暮らせる生活の場（社会生活基盤と経済産業基盤）の整備をするための振興策についてどのように考えるか。①廃校の活用、②野生、鳥獣被害対策、③地域交通の確保（交通弱者対策）、④地域防災体制の充実、⑤中山間地農業（小農）の支援、棚田の保全、⑥姫治地区市営住宅価格の設定、⑦林業 ⑧市道・県道等整備。
- ・田籠地区：2月中旬、①過疎化対策（地域振興）、②獣害対策。
- ・小塩地区：2月上旬、①過疎化と農業問題（後継者、耕作放棄地対策）。
- ・山春地区：平成31年4月以降、①高齢者対策（高齢者の生きがいづくり、寄り合い会の実施、移動手段の検討）、②空き家対策（空き家バンクへの登録啓発等）、③耕作放棄地対策（農地を守る取組み）。
- ・大石地区：2月下旬、特にありません。議会からのテーマに沿って意見交換会を実施します。
- ・御幸地区：1月下旬又は2月初旬、①地域包括ケアシステムの構築について（地域支え合い体制についての進め方、パークゴルフ場の造成）、②インフラ整備について（浮羽草野久留米線の延伸について、国道210号の中千足交差点の改良及び歩道の設置（商店街沿い）、巨瀬川の堆積土砂撤去、隈ノ上川 川原町改修工事）、③かわせみホールの存続について。

(2) 班編成及び担当地区について

(3) 役割分担について

- ・1班：班長（総務産業）中野義信、書記（厚生文教）佐藤裕宣、司会（厚生文教）竹永茂美、受付（総務産業）鏑水英一、副班長（厚生文教）上野恭子、（総務産業）伊藤善康、担当地区：御幸地区、江南地区、新川地区、田籠地区、吉井地区
- ・2班：班長（厚生文教）佐藤湛陽、書記（総務産業）組坂公明、司会（総務産業）野鶴修、副班長（厚生文教）岩淵和明、（総務産業）熊懐和明、（厚生文教）江藤芳光、受付は全員で行う、担当地区：福富地区、千年地区、小塩地区、妹川地区、大石地区

(4) 今後のスケジュールについて

1班 担当地区

	自治協	開催日時及び会場
1	御幸地区	1月24日(木)午後7時～ 御幸コミュニティセンター 2階ホール
2	江南地区	2月5日(火)午後7時30分～ 江南コミュニティセンター
3	新川地区	2月6日(水)午後7時～ 新川コミュニティセンター
4	田籠地区	2月16日(土)午後7時30分～ 田籠コミュニティセンター
5	吉井地区	2月22日(金)午後7時～ 生涯学習センター 第1会議室

2班 担当地区

	自治協	開催日時及び会場
1	福富地区	1月24日(木)午後7時～ 福富コミュニティセンター
2	千年地区	2月8日(金)午後7時～ 千年コミュニティセンター
3	小塩地区	2月4日(月)午後7時～ 小塩コミュニティセンター
4	妹川地区	2月25日(月)午後7時～ 妹川コミュニティセンター
5	大石地区	2月22日(金)午後7時～ 大石コミュニティセンター

**第 8 回 平成31年1月9日(水) 午前10時21分～午前11時08分
協議事項**

1. 「うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の見直し検討について
- ・本会議を欠席する議員に対しての報酬不支給としている条例について、近隣市の状況を調査し見直しを検討した。

[主な質疑・意見]

- ・最近制定している市は、逮捕・起訴等に関する規定まで整備している。
- ・本会議の欠席は、2回の定例会までとしているところが多い。うきはもそれでいいのではないか。

- ・閉会中の委員会もすべて欠席の場合と改めるのはどうか。
- ・出産や結核性疾患も検討すべきではないか。
- ・刑事事件への対応も入れ込んでどうか。

【決定事項】

- ・各自、資料を読み次回結論を出したい。

2. 「うきは市議会基本条例」の検討について

【決定事項】

- ・資料により、検証の項目を確認する。各自で評価を記入し、1月21日(月)までに事務局に提出する。

3. 市民みなさんとの「意見交換会」の確認事項について

【決定事項】

(1) 要望事項の取扱いについて

前例：意見交換会要望→議会（整理）→執行部（回答依頼）→議会（回答受領）→自治協議会（回答通知）の流れとする

(2) 当日参加者への配付資料について→チラシを修正（中段「～お待ちしております」を削除、メモ欄を確保する）

(3) 看板の作成（案）の確認について（会場前看板、会場内看板、式次第）
（受付、司会、説明者表示）→了承

(4) 受付名簿（案）の確認について→了承、氏名の記入は任意の記載とする

(5) その他準備品について→了承。カメラは各班で準備。放送設備は自治協議会に借りる。カメラ、ボイスレコーダー、押しピン、セロテープ、ガムテープ、ハサミ

(6) テーマに対する執行部回答について→別紙のとおり

(7) その他 ①吉井地区テーマの一部変更 2点目「子どもの虐待の実態について」を「少子高齢化への対策について」へ変更する。

→執行部の回答はないとしたが、何らかの回答が欲しいとして再度、執行部と協議を行う。

第 9 回 平成31年2月1日（金）午後3時17分～午後4時31分

協議事項

1. 「うきは市議会基本条例」の検討について

[主な質疑・意見]

- ・今回取りまとめられた結果を各自で確認し、次回に協議してはどうか。
- ・評価において、少数意見があるが大事にすべきで、聞き取りしたらどうか。

【決定事項】

- ・次回までに各自で結果を確認し、再度協議する。

2. 「うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の見直し検討について

[主な質疑・意見]

- ・議員報酬不支給の基準で委員会は入れるべきでは。また、適用除外は現行のままのほうが2条が活きるのでは。
- ・第2条第1項は現行のままで、新たに2項を追加し、傷病により職務遂行が困難で医師の証明に基づき議長が認めた場合は1年間全額支給を認めて、それ以降は100分の50減額ではなく支給しないとしてはどうか。
- ・この改正案は法制係の確認は取ったのか。→(事務局)確認はしていない。
- ・施行日はいつで考えているのか。

【決定事項】

- ・第2条第1項は現行のままで、定例会会期中の会議に限る。また、新たに第2項の傷病の規定を追加し、医師の証明に基づき議長が認めれば最大1年間は全額支給し、それ以降は支給しないとする。
- ・第4条の第1号は現行のままとする。
- ・第5条から第8条にかけて、新たに「逮捕」「公訴」の支給停止及び「判決確定」の不支給規定を加える。
- ・第9条で期末手当の不支給又は支給停止を新たに規定し、11条に委任規定を設ける。
- ・条文の字句等を整理し、総務法制の確認を行う。

3. 高校生との意見交換会について

[主な質疑・意見]

- ・高校生との意見交換会は、まず執行部が取り組むことではないか。中学生のこともある。
- ・議会運営委員会で今月大分市と別府市に視察に行く。その中のテーマでもある。
- ・議会運営委員会の視察結果を待ち再度協議してはどうか。

【決定事項】

- ・議会運営委員会の視察結果を待つ。

第10回 平成31年2月21日(木) 午後3時～午後4時22分

協議事項

1. 「うきは市議会基本条例」の検討について

- ▷集計された検討資料をもとに協議する。

[主な質疑・意見]

- ・第1章の総則で26年に検討された、…政策立案及び政策提言を積極的に「行っていかなければ」を「行わなければ」に修正してはどうか。
- ・第2章の第3条、「市民に開かれた議会」の表現について、訂正しなくても良いが、現在でも傍聴等で開かれているのでは。
- ・第1章の総則の「地方分権一括法」について、以前削除しても良いと述べていたが、他の議会では入っている事例もあり、現在のままで良いと思う。
- ・政策立案と条例に書かれているので、うきは市の申し合わせ事項に年に1回は、政策立案を実施しなければならないと定めたらどうか。
- ・委員長は先ほどこのまま行くと言われたが、「行わなければ」の表現に修正しない理由はなぜか。→多数の意見が改正等の必要はないとなっているためだが、最後に確認する。
- ・無記名で各自の検討結果を提出したのだから、その多数の結果を尊重すべき。
- ・法制的にはおかしい表現なので、他に改正する部分があれば併せて改正すれば良い。
- ・第4条第4号、…助成又は委託等を受けている団体の代表者（これに準ずるものを含む。）の「これに準ずるもの」の表現が曖昧なので明確にすべきでは。
- 以前、理事等意思決定に関わるものと決めていたと思うが、具体的には明文化されていない。団体によっても大きく異なっている。なかなか決めにくいと思う。
- ・同第5号、議員は、市からの補助、助成又は委託等を受けた…の表現の明確化を。
- ・第5条は議運の意見でもあるように、「政策決定」を削除してはどうか。会派間で調整を行ったものが政策決定に繋がる。
- ・第6条、6月6日の議運の意見のように、第1項の表現改正をしたらどうか。
- ・第6条第4項の専門的知見が現在適切に運用されていないので、今後取り組む必要があるのではないか。→現在まで無いので今後取り入れることも大事ではないか。
- ・商工会では会長に準じるものとして、副会長はダメと理解しているが、NPO団体の場合はどうなるのか。
- ・条例に細かく明記する必要はない。必要なことは別に定めるとか、規則で定めるとかすれば良いこと。
- ・表現は「これに準ずるもの」が良いが、規則なりでその都度決めるのではなく、定めるべき。→「これに準ずるもの」の以前決めた資料があれば次回提出する。
- ・第4条第5号も検討してもらいたい。→4号と併せて検討する。
- ・第7条はこれまで論議してきたが、権利の保障や議員の説明責任を入れるべきでは。
- ・第8条は「広聴」の部分が抜けているのではないか。また、委員会では傍聴者へ

資料提供していることも広報すべきでは。

- ・第7条で、「設けることができるものとする」を「設けるものとする」へしたらどうか。
- これについては、様々な意見をあつたが最終的に決まったことなので変更しない。
- ・第8条で、議会広報の充実とあるが、議運の意見どおり「・広聴」を追加してはどうか。
- ・第13条で、昨年成果表を見たが、中身が統一されていなく、成果も記載がないものもあった。書式の統一をお願いしたい。また、業績評価もない。
- 成果表の不備については、執行部に言うべきことなので変更しない。
- ・成果表の関係で、改正は必要ないけれども、運用は見直すべきではないか。なので分けて発言すべき。
- ・第13条で、計画より政策が先で「重要な政策、計画及び事業等」に修正を。
- ・第14条で、議運の意見どおり修正を。また、13条も議運の意見①②に賛成する。
- ・第17条の分かりやすい議論とは何なのか。また、報告書を委員長が自ら作成するとあるが必要なのか。委員会で作成することもあるのではないか。「自ら」を削除しては。
- ・第27条で、一般選挙を経た任期開始後できるだけ速やかにとあるが、新任だと任期開始後に条例の目的が達成されているか分からないのでは。なので、例えば1年後や任期中ではダメなのか。検討についても1回だけで良いのか。毎年でも良いのでは。
- ・第27条2項で、条例の改正だけではなく、規定や規約も明記してはどうか。そして、3項は削除してはどうか。
- ・第27条で、「できるだけ速やかに」は削除しても良いのでは。

【決定事項】

- ・各議員から出された内容で、検討を要すると決定したものについては、議会運営委員会で再度検討するとし、事務局がそれまでに今回の検討内容を整理した資料を作成する。

2. 「うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の見直し検討について

▷事務局から配布資料と法制係との打ち合わせ内容を説明

[主な質疑・意見]

- ・第2条、定義規定にある委員会、協議の場、会議等があるが、「」書きにしてはどうか。
- ・同じ第2条第5号の刑事事件の定義はこれでよいのか検討を。
- ・附則で経過措置は必要ないのか。現在疾病をされている方の認める起点は。

【決定事項】

- ・同条例の改正については、3月議会では提出せず、更に今後検討を重ね、6月定例会以降で提出する。

3. 高校生との意見交換会について

[主な質疑・意見]

- ・今月視察に行った別府市・大分市の調査内容と現在行っている意見交換会の結果を踏まえ、再度議会運営委員会で協議する。

【決定事項】

- ・議運で協議する。

第11回 平成31年4月5日（金）午後3時08分～午後4時01分

協議事項

1. 平成30年度「市民みなさんとの意見交換会」の総括について

▷広報広聴委員会より

- ・意見交換会の内容を3月議会号（6月1日発行）に掲載する。
- ・執行部の回答は載せない。市民の声や要望を優先して載せる。
- ・執行部の要望に対する対応状況は、次号以降に「追跡レポート」で掲載予定である。
- ・配布資料の総括表に基づき評価を行う。

①時期:1月～2月／開始時間:19時、19時30分～／会議時間:90分／会場:コミセン、生涯学習センターの検証

[主な質疑・意見]

- ・来年度は開催期間を長くにとって欲しい。（2か月ではなく半年）
- ・開催が決まれば、9月議会閉会后2月までに実施したらどうか。
- ・時間は90分でちょうど良かったのではないか。

②広報:区回覧文書、防災行政無線放送、議会だより2月号、自治協用ポスター掲示・案内チラシの検証→異議無し

③班編成:1班6名構成の2班、各常任委員会委員を均等に配置の検証→異議無し

④意見交換のテーマ:自治協からの地域課題、議会からの報告事項は無の検証

[主な質疑・意見]

- ・これまでの議会報告会（意見交換会）で今年が一番良かった。
- ・自治協議会以外に各種団体と意見交換してはどうか。
- ・会場の机の並べ方、テーブルごとに分かれていたほうが市民の意見が聞きやすいのでは。→広さと人数もあるが、できないことはない。検討したい。

⑤テーマに対する行政の取組状況調査内容（所管調査回答）の検証

[主な質疑・意見]

・執行部が作成した回答と実態が異なった場合は。

→その関係は場所によって異なるので、難しい。執行部と協議して後で報告を。

⑥進行:議会挨拶～自治協挨拶～自治協からテーマの説明～行政の取組状況説明～意見交換の検証→異議無し。

⑦その他:参加者配付資料(テーマとメモ欄1枚)/アンケートの未実施/看板・受付等準備品の検証

[主な質疑・意見]

・前回と比較もできるので、参加者からアンケートを取ったほうが良かったのでは。

・参加者資料もレジュメ一枚ではなく、執行部の回答を記した資料を配布しては。

・参加者が何名来るかも分からない状況で、コピーをする必要もある。逆に資料がなかったから意見が出たこともあるのでは。

・アンケートについては、前回議論したが、良かった・悪かったの意見も大切だが、集約や分析を考えたとき、そこまでする必要はあるのか。

・過去アンケートを取ってきた経過があるが、議員を非難する内容もあった。意見交換の中で十分市民の意見を聞けば良いのでは。

・各班で各自治協議会会長に改めて意見交換会を開いての感想を聞いてはどうか。

→各班で自治協議会に意見交換会の協力お礼と、感想を聞きに行く。次回以降に次年度の開催要領等決まれば、意見交換会での市民の意見や要望について回答する。

⑧市長への意見要望の提出項目の集約→次回協議する。

⑨政策課題として調査研究し、提言等の提案を検討する項目→次回協議する。

⑩山春地区の開催について(平成31年度開催、自治協との日程調整等)

→平成31年度開催するが、日程は今後調整する。

⑪「議会だより」への掲載時期について→3月議会号で掲載する。

⑫平成31年度「意見交換会」の実施要領について

[主な質疑・意見]

・他市議会では各種団体と意見交換をしている例もあり、うきは市にも取り入れてはどうか。

・⑧、⑨と合わせ、次回に協議できないか。

・自治協議会との意見交換を2年に1回にし、商工会や高校、その他の団体との意見交換を広げていくべきだ。→次回協議する。

▷事務局より、集計した意見交換会の参加者数等を説明。

2.「うきは市議会傍聴規則」の見直し検討について→次回協議する。

第12回 令和元年5月10日（金）午後1時15分～午後3時32分

協議事項

1. 平成30年度「市民みなさんとの意見交換会」の総括について

▷市民からの頂いた意見等について、議会として市長に要望する内容を協議する。

[主な質疑・意見]

〈御幸地区〉

- ・ 県への要望や、請願として採択したものは除くべきでは。
- ・ 意見交換会での最初の回答と整合性を取るべきで、同じ回答では意味がない。
- ・ 地域包括ケアシステムでは、市は社協に頼りっきりで、市の考え方が見えない。再度、確認する必要があるのではないか。
- ・ 議会としての意見を取りまとめる必要があるのでは。
- ・ インフラについては一つにまとめて県に要望しては。または、他と分けては。

〈福富地区〉

- ・ ため池改修の負担軽減と農地転用を要望してはどうか。
- ・ 上水道事業の問題は、今後議会として考えていく必要がある。

〈小塩地区〉

- ・ 営農組合がうきは市の景観を守っているので、市独自の助成も考えていくべきでは。
- ・ 小塩地区は宅地が少ないと聞いている。中山間地振興の観点からも考えていくべきでは。
- ・ 市営住宅家賃の低廉化や入居要件の緩和について要望があるが、以前は払い下げの話もあった。

〈江南地区〉

- ・ 御幸同様に地域包括ケアの関係と高齢者等の移送サービスで良いのではないか。

〈新川地区〉

- ・ 地域防災体制の関係で、消防団確保が現実問題として重要では。
- ・ この前、棚田保全の関係で市からの支援を強く要望された。後継者ができるような仕組みが重要と思う。
- ・ 野生鳥獣害の問題は山間地区では多く上がってきている。現状の支援もあるが要望すべきでは。
- ・ 廃校活用の問題は、来月フォーラムが開催予定だが、重要なことなので入れるべきでは。

〈千年地区〉

- ・ 空き家や放棄地も問題、それと江南で意見のあった交通弱者対策が良いのでは。
- ・ 若宮八幡宮境内の池の清掃については、私有地なので難しいとその場で回答している。

〈田籠地区〉

- ・スクールバスの同乗の件と、新川でも意見が出た獣害対策で良いのでは。

〈吉井地区〉

- ・少子化対策として上がっている、子育て支援の取り組みが良いのでは。
- ・増える観光客への対応として、案内板やWi-Fiスポット等の充実強化は重要では。

〈大石地区〉

- ・巡回バスでの接客の問題が指摘されている。改善が必要だ。

〈妹川地区〉

- ・特に山間部では道路愛護の人手不足は深刻と聞いている。対策が必要だ。
- ・他の地区同様に獣害対策も願います。

【決定事項】

- ・別紙のとおり、市長に要望するテーマを決め、議会からの意見・要望書を添えて市長に回答を求めることとする。また、その意見・要望書を作成する担当委員として、中野委員長、佐藤副委員長、野鶴委員、佐藤裕宣委員、組坂委員を決定する。

2. 「うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」の見直し検討について
▷事務局より、配布資料に基づき前回示した改正案1と、新たに改正案2を説明。

[主な質疑・意見]

- ・現実に運用するとなると、改正案2が良いのでは。
- ・改正案2で良いと思うが、第3条第2項で規定する、最大1年間の疾病の起点はどうか。症状が悪化し、別の病気ならそれからカウントされるのか。
→(事務局)別の病気で新たに証明が出され、議長が認めればそこからカウントされる。
- ・第3条第4項にある、前3項の表現はおかしいのでは。第3項は関係ないので。
→(事務局)法制に確認し、改めたい。
- ・期末手当の関係で、執行猶予の判決が出た場合はどうか。
→(事務局)有罪判決なので、停止されていた期末手当は支給されない。

3. 「うきは市議会傍聴規則」の見直し検討について

▷事務局から見直し案を説明→特に異議無し。

【決定事項】

- ・「うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」及び「うきは市議会傍聴規則」については、今回欠席委員もいるので、全員協議会で再度諮り最終的に決定する。

4. その他

〔主な質疑・意見〕

- ・議会改革特別委員会で昨年決定した協議テーマについて、改めて各自で確認をお願いしたい。

第13回 令和元年6月6日（木）午後2時46分～午後3時54分

協議事項

1. 「市民みなさんとの意見交換会」の総括等について

(1) 市長への要望書について

〔主な質疑・意見〕

- ・市長への要望書（案）について、地域から出た要望事項は地区名を載せるべきでは。
- ・地区・校区ごとに取りまとめた資料について、議会の見解が一部であるが。
→議会として見解を要するものについて記述している。他については市で回答しているので不要と考える。各自治協には要望に対する市長の回答部分しか配布しない。
- ・市の回答については、意見交換会前の時点での回答であり、再度変更はないか確認すべきでは。
- ・農業用ため池に関する法律が国会で通ったので要望（案）に載せてはどうか。
→施行が3か月後なので、あえて載せなかったが、指摘を踏まえ対応したい。
- ・地域包括ケアシステムの構築の関連として、交通弱者や買い物弱者の問題も載せるべきでは。
- 自治協にも尋ねたが、人員等の体制整備がまず重要とのことだった。買い物弱者の関係は載せてもよいと思う。

【決定事項】

- ・今回の意見を踏まえ、再度資料を作成した5名の委員で修正を加え、市長に提出する。また、自治協議会には7月に質問に対する回答を行う。

(2) 令和元年度「意見交換会」の取り組みについて

〔主な質疑・意見〕

- ・今年度は、昨年度実施できなかった山春地区と、各種団体や高校生に絞って意見交換会を開いてはどうか。
- ・高校生では浮羽究真館や浮羽工業、朝倉光陽の3校ほどを対象に、団体では農協や消防団等と行ってはどうか。
- ・高校生は教育の分野なので厚生文教委員会、団体は総務産業委員会で分けてはどうか。

- ・団体も役員とかではなく、現場の職員と行ったほうがよいのでは。
- ・執行部は子ども議会に取り組んでおり、小学生も対象にしてはどうか。
- ・市外の高校を対象とするなら、久留米市議会や朝倉市議会にも一言伝えるべきでは。

【決定事項】

- ・厚生文教委員会は、先の述べた3校と、総務産業委員会は農協や消防団等との意見交換を実施する。詳細は各常任委員会の中で協議をし、その結果を次の委員会で話し合う。

2. 議会改革特別委員会検討テーマの確認及び今後の進め方について

[主な質疑・意見]

- ・議題一覧表の6番は私が提案したが取り下げたい。→了承
- ・5番、7番、9番にしてはどうか。
- ・7番で県議会との連携強化とあるが、地元県議との意見交換も大事ではないか。
- ・進捗が遅い印象もあり、スケジュール感をもって対応していくべきでは。
- ・5番は難しく書いているが、それらについては講師を呼んで勉強会を実施してはどうか。

【決定事項】

- ・今後の検討議題として、5番、7番を優先的に取り組む。ただし、次回は意見交換に関する各常任委員会での検討結果についてを協議事項とする。

第14回 令和元年7月3日（水）午後2時30分～午後3時38分

協議事項

1. 平成30年度「市民みなさんとの意見交換会」の総括について

(1) 市長への要望書（6月3日提出）に対する回答について

[主な質疑・意見]

- ・回答書の2頁、中山間地の市営住宅の関係で、平坦部との差をつけるため、利便性係数を採用したとあるが、実際どの程度なのか所管課に確認してはどうか。
 - ・住民が見てもわかるように、利便性係数の意味を記載してはどうか。
 - ・3頁の地域包括ケアシステムの関係で、市の方針としてどう進めていくのか回答文からはわからない。また、4頁についても移送サービスをどう進めるのか具体性がない。
 - ・第3層（行政区単位）への進め方が載っていない。具体性がない。
 - ・6頁のため池の回答で、市の補助を増やすなど具体的に明記できないか。
- 市の回答内容を議会で修正することはできない。
- ・「受益者負担の軽減を検討」との文言が入れば良いのだが、国に要望しても進まな

い。

- ・ため池の問題は、組坂議員の一般質問で市長が前向きに回答した面もあるので、その内容をここにも載せられないか。

→執行部と協議したい。

- ・5頁の地域防災の回答で、地域団員の活用があるが、身分（役割分担）をきちんとしないと以前のような問題が起きるのでは。
- ・日中災害対応が主だが、現役団員の負担軽減に繋がらないといけない。最終的には団員減も考えるべきでは。

→消防団の関係は、総務産業常任委員会が閉会中調査をするので、その結果を待つてはどうか。

【決定事項】

- ・今回の意見を踏まえ、正副委員長及び厚生文教副委員長が執行部と協議し、回答内容に具体性が欠ける点などについて、再度回答できないか相談する。

(2) 10地区自治協議会要望等に対する回答方法について

[主な質疑・意見]

- ・自治協議会への回答書については、今回市から回答があった内容を追記したらどうか。

【決定事項】

- ・1班、中野議員、上野議員、佐藤裕宣議員、2班、佐藤湛陽議員、組坂議員、野鶴議員、以上の6名がそれぞれに、各自治協議会へ要望等の回答書を届ける。
- ・期日は、7月上旬から中旬にかけて実施する。
- ・回答書には、今回市から回答があった内容を追記する。

(3) 市議会だよりへの掲載について

【決定事項】

- ・市長の再回答を待ち、8月1日号の議会だよりに内容を掲載する。

2. 令和元年度「意見交換会」の取り組みについて

(1) 山春地区「市民みなさんとの意見交換会」について

▷6月27日(木)山春自治協へ開催依頼及び時期・テーマについての調査票等を文書送付、7月26日(金)までに回答を依頼。

→山春自治協議会から回答あり、開催希望日が11月18日から22日の19時からで、依頼テーマについては、特になし。

【決定事項】

- ・8月2日開催の次回委員会で協議する。

(2) 各種団体との意見交換会について（総務産業常任委員会検討結果）

[主な質疑・意見]

- ・各種団体との意見交換会とは別に、総務産業常任委員会として消防団との意見交換を実施する。所管課に対する調査は7月11日9時から行い、その後、消防団との意見交換を予定している。

(3) 高校生との意見交換会について（厚生文教常任委員会検討結果）

[主な質疑・意見]

- ・班で決めて、勝手に高校と調整していいのか。→各班で協議し決定する。

【決定事項】

- ・意見交換はあくまで委員会としては行わない。班編成は、前回決定したとおり、総務産業委員会所属の議員と厚生文教委員会所属の議員に分かれて2班とする。各班で今後のスケジュール等を検討し、相手と調整しながら実施する。ただし、違う班の議員も希望すれば参加可能とする。

第15回 令和元年8月2日（金）午後2時45分～午後3時55分

協議事項

1. 意見交換会の取組について

(1) 平成30年度「市民みなさんとの意見交換会」について

① 10地区自治協議会要望等に対する回答結果報告について

1班報告・吉井学童保育所での発達障害の受け入れについて市議会で協議してほしいとの意見があった。→厚生文教委員会で話し合っていきたい。

- ・御幸からは藤波ダムのパークゴルフ場の問題や山辺線の道路延伸の問題、千足の210号線沿い歩道の問題が言われた。
- ・新川からは後継者問題や荒廃地の問題を言われた。
- ・江南では交通弱者対策で導入している軽自動車の運転手確保の問題を言われた。今後、要望が増えると見込まれ、その辺の対策の要望があった。

2班報告・意見交換で出た意見・要望の結果をお知らせしただけなので、特にその他の要望等はない。

- ・小塩からは草刈り等で自治協の負担が多いとの意見があった。
- ・各校区とも説明された結果を役員会等で報告すること。

[主な質疑・意見]

- ・各自治協ごとで雰囲気や活気が違う。差がありすぎるのでは。それによってサービス格差があれば問題ではないか。
- ・今回市民からいただいた意見は、各議員が一般質問等で市に訴えていくべきと感

じた。

②市議会だよりへの掲載について

▷ 8月1日号の議会だよりに掲載済

③その他

▷ 市長回答書（議会としての意見付）の市ホームページへの掲載（事務局）市長の回答書（地区別の回答含む）を掲載してよいか。

[主な質疑・意見]

・自治協議会には回答書の写しを配布しているので必要ないのでは。

【決定事項】

・掲載する。（賛成多数）

（2）令和元年度「意見交換会」について

①山春地区「市民みなさんとの意見交換会」について

・調査の結果：開催希望時期 11月18日（月）～22日（金）19：00～

・テーマ：特に無し

・担当議員：熊懐議員、野鶴議員、中野議員、佐藤湛議員、上野議員、佐藤裕議員、組坂議員

[主な質疑・意見]

・山春自治協にテーマについて再度確認したいと思うが。

→（事務局）昨年度いただいたテーマでも良いとの回答はあっている。

【決定事項】

・地元議員に加え、正副委員長と立候補した議員の計7名で対応する。

・テーマについては、担当の議員が自治協に再確認する。

②各種団体との意見交換会について（総務産業常任委員会検討結果）

・8月2日（金）19:30 消防団正副分団長（32名）との意見交換会（大会議室）

※閉会中の継続調査を含む

・8月23日（金）13:00 商工会「未来創造部会」との意見交換会（大会議室）

③高校生との意見交換会について（厚生文教常任委員会検討結果）

・別紙資料に基づき、意見交換の概要と高校との事前協議結果を説明する。

2. 議会基本条例に基づく自由討議の拡大・推進について

（1）議会基本条例第4条（議員活動の原則）第1号及び第2号、さらには第16条（自

由討議による合意形成)の規定の具現化について

(2) 政策(立案)の提言について

[主な質疑・意見]

- ・うきは市議会には会派がないので難しい面もある。
- ・議会として、ため池条例の検討をすべきでは。
- ・ほかに政策立案すべきとされる事例を皆さんに出してもらいたい。
- ・各常任委員会でまとめて、市に提言しては。
- ・議員皆でやるのが大事で、合意形成が必要だ。面々が言っても動かない。
- ・提言は大事だと思うので、例えば農業は総務、地域包括ケアは厚生と分かれてはどうか。
- ・提言するなら具体的な内容でないと意味がない。中身が重要だ。
- ・まずはため池、農業を考えるべきでは。色々出しても進まない。

【決定事項】

- ・各議員に具体的にテーマを出してもらって、その中から絞って政策提言を行っていく。

(3) 事業評価について

[主な質疑・意見]

- ・決算前に各常任委員会で一つか二つかテーマを絞り行ってはどうか。
- ・決算特別委員会の中で、それぞれの議員が事業について執行部に問いただしているので、議員でまたそれぞれに集まって行うことに必要性を感じない。時間が掛かることや個々によって事業評価にも違いがある。

3. 県議会との連携強化及び隣接市町議会との交流推進について

(1) 県議会との連携強化について

[主な質疑・意見]

- ・地元小河県議との交流が必要と思う。→今でも行っている。
- ・小河県議から県議会や県政について説明をいただき、意見交換をすればよい。

【決定事項】

- ・小河県議との意見交換を実施し、その後に懇親会を催す。

(2) 市町議会交流の推進について

[主な質疑・意見]

- ・以前久留米市が委員会でうきは市に来られた。うきは市としても広域的なテーマがあれば交流を進めるべきでは。
- ・他市との交流もうきは以外は進んでいると聞く。

- ・まずは正副議長で交流して、共通の課題があれば話し合うようにしてはどうか。

【決定事項】

- ・近隣市との交流については、必要に応じて検討する。

第16回 令和元年8月29日（木）午後1時28分～午後3時28分

協議事項

1. 令和元年度「意見交換会」について

（1）各種団体との意見交換会の経過報告について

▷総務産業常任委員会（1班）報告（消防団との意見交換）

- ・①団員の負担軽減、②消防操法大会、③団員確保の3点について協議した。
- ・①については、出初式の関係で午前7時半集合だが、実施には準備等で午前5時半に集まる分団（6か所の分団）が多い。午前6時半に集まる分団（2か所の分団）になる。
- ・②については、継続と反対で意見が半々。分団長は継続・大事が多い。一般団員と異なる。点数付けに関しては、ほとんどが賛成。だが、理由については難しい面もある。
- ・③については、区長にお願いするケースがある一方、区によってばらつきがある。
- ・本部幹部との話し合いでは、幹部から操法は消火に役立ち重要、ケガ予防に繋がるとの意見があった。集合時間については、5時半とは知らなかった。現場には7時集合と伝えている。
- ・消防団については、総務産業委員会として集約して市へ要望したい。案ができれば、委員会で示したい。負担軽減によって消防団員の確保ができることが重要だ。

（商工会との意見交換）

- ・未来創造部会と意見交換を行った。新たに創設された部会で、現事業の取捨選択を行っている。両町にある2つの商工会の統合問題、人口減少等をテーマとして活動している。今回の意見交換には11名中6名が参加した。今後とも継続していくことで一致した。

[主な質疑・意見]

- ・議会宛ての投書が届いていたが、その内容（操法訓練の時間を守らない、定数の見直し）等は話し合われたのか。
- 犯人探しになるので投書の話はしていない。
- 正副分団長の意見では、訓練期間が短く、ケガが心配とのことだった。逆に、幹部は負担軽減の観点から期間を短くした。昼間の火災もあるので定数は500名を維持したい。地域団員の創設については賛成との意見があった。
- 時間を守らない分団には幹部から指導したと聞いた。

- ・順位付けよりケガをしないことが大事だと思うが。
- 家庭崩壊との投書もあったので、幹部には配慮するよう要望した

(2) 高校生との意見交換会の経過報告について

▷厚生文教常任委員会(2班)報告

- ・8月7日に朝倉光陽高校、8月23日に浮羽工業高校に岩淵副委員長と出向き、議会傍聴のお願いをした。その際、次年度以降の意見交換会についても話した。先方から良い返事をいただいた。また、今年度実施する究真館高校との意見交換に日時については、11月15日(金)14時半~16時半で決定したい。実施方法はワークショップ方式で、事前に打ち合わせ会を別日で行いたい。
- ・参加議員：佐藤湛議員、岩淵議員、江藤議員、上野議員、竹永議員、佐藤裕議員、佐藤茂議員、中野議員、野鶴議員、組坂議員

[主な質疑・意見]

- ・市外の高校に傍聴を呼び掛けているが、何のためか。市内学校や子供なら分かるが。
- 意見交換の前段として、傍聴のお願いをした。議会から人選すると学校に負担をかけるので、人選については学校に任せた。ただし、出来ればうきは市内の学生をと要望している。
- ・傍聴に来るだけなのか、感想文はいただけるのか。→学校には依頼している。

(3) 山春地区自治協議会との意見交換会の経過について

▷山春地区担当班報告

- ・事務局長との話し合いで日時等が決まった。11月18日(月)の19時からでも良いと意見があった。→11月18日(月)の19時から20時半までの開催とする。
- ・テーマについては、①空き家問題、②高齢者の居場所づくり、③耕作放棄地対策が示された。

2. 政策(立案)の提言及び事業評価について

(1) 政策(立案)提言のテーマについて

[主な質疑・意見]

- ・前回の話し合いでテーマをそれぞれ議員が考えてくるよう伝えていたが。
- 田代ため池改修は県の事業で約4億円掛かると試算されており、その10%が地元負担となる。とても地元が負担できる額ではないので、この委員会で話し合っていたいただきたい。
- ・10%とは工事負担の条例と思うが、ため池条例とは別に考える必要がある。た

め池条例は管理について定めているもの。性質が異なる。負担割合については、一律なので、きちんと色分けしていくべきだ。担当課は市長とその辺の話し合いを8月にするとしていたが現時点でも行っていない。

- ・うきは市議会には会派がないので、市民の声を聴いて議会全体として市に対し要望や提言をすることが政策提案だと思う。
- ・以前、小中学校のクーラー設置に係る決議を行った。あれが良い例で、議会一丸となって取り組んだ。取り組むべき事業として、先ほどため池の話も出た。昨年、大石土地改良区から出された陳情で負担割合が議論になり、最終的に議会として全会一致で採択した経過もある。ため池との負担割合に差も生じていることから、議会と執行部が知恵を出し合いどう実現するかである。まずはテーマを出し合うことが大事では。
- ・テーマは農業もあると思うが、昨年の市民との意見交換会でも出された「ため池問題」で良いのではないか。今からいろいろテーマを出すよりも。早急にする必要があり、執行部も取り組もうとしているので良い時期ではないか。
- ・ため池問題は良いが、執行部も今から調査と聞いている。32の重点ため池があるが、管理組合もさまざま。実態を調査しないと数値の根拠も示せない。短期的に出来るかは分からない。
- ・元課長の話では市が県との交渉の中で、地元負担1%という数字が出ていたような気がした。ただ、いつからか、パーセントも市長は明確な判断は示していない。1%でも400万円で、12名の組合員で出すのも難しい額だ。防災の観点からの議論も必要だ。
- ・この場で何%と言っても意味がない。今言われたように管理組合で管理者数も違う。パーセントではなく、一律、上限の金額負担というやり方もあると思う。まずは4~5名ぐらいで調査及び議論し、その結果を委員会で報告してはどうか。
- ・1%の話があるなら、初期段階の調査は終わっているのか。→まだ具体的にはない。
- ・市としても10%を下げないといけないと考えはあるみたいだが、具体的には分からない。
- ・ため池のことを取り組むことは重要だ。まずは、新たに整備された「農業用ため池管理保全法」で管理や費用の問題がどうなるのか把握することが先だ。
- ・田代ため池は農業用水としてまだ残しておく必要があるのか。改修工事で水漏れを止めるのか。→用水組合の話では1カ所が使っている。ただし、水を止めてくれば使わなくても良いと言っているようだ。ため池なので水を貯めている。地震で亀裂もあるので、使い続けるならどうかしてくれと県に相談している。市長との交渉時には埋めるとの発言もあったが、上流からの水を筑後川に流すとなると工事に数十億かかるので難しいとの結論に至った。なので、県としては改修

工事で考えている。

- ・新たな法律では、「重点ため池」という表現ではなく「特定農業用ため池」と整理された。今回新法で「防災重点ため池」が具体的に定義されたことで、今まで市内では田代ため池だったのが、32箇所が増えたという経過である。私は法律を読むと国・県・自治体で負担と解釈したが、市は受益者負担も必要と言っている。
- ・次回の特別委員会まで執行部にため池問題について、市の考えを聴取してはどうか。
- ・ため池問題に取り組む調査班は誰が行うか。
→総務産業委員会の委員で構成する班を組織し調査を行う。
- ・前回、耕作放棄地問題や姫治地区の市営住宅問題が挙がっていたがどうするのか。
→いろいろあっても中途半端になる。
- ・市営住宅の問題は厚生文教委員会の委員を構成とした班で調査を行っては。
→1つが終わって一からではなく、下調べ調査だけは先に進めても良いのではと思う。

【決定事項】

- ・総務産業委員（1班）がため池を調査する。
- ・厚生文教委員（2班）が姫治地区の市営住宅を調査する。
あくまでも、特別委員会として行動する。

（2）事業評価の対象事業について

[主な質疑・意見]

- ・滋賀県の大津市議会では、議会の活動評価として、意見交換や議会の広報広聴、議会BCPへの対応等が評価基準となっている。テーマとなっている事業評価は執行部の事業に対してだけか。→執行部が取り組んでいる事業を対象としている。
- ・事業評価をすとなれば、良くない事業を捉えて、検証し改善案を執行部に示すことだと思う。
- ・決算特別委員会が事業評価する機会なので、先進的な事例もあると思うが、まずは政策提言等を進めて一步一步やらないと、急速にやろうとしても無理がある。いずれは必要と思うが。
- ・何年も継続している事業で、成果が前年に同じの繰り返し、そういった事業は注目する必要がある。
- ・決算特別委員会の総括質疑の中で、総合的な視点からそれぞれの議員が行ってほしい。
- ・まずは事業評価のやり方を議会として研究していくべきではないか。

【決定事項】

- ・事業評価については、決算特別委員会での審議や総括質疑の結果を踏まえて、再

度意見を伺うこととする。

3. 議会施設等の整備について

(1) 議員執務室の確保について

[主な質疑・意見]

- ・書類が多いので、一人1台のロッカー設置を。
- 書類をロッカーに入れて置いておくことは問題だ。本来書類は自宅に持って帰り勉強するもの。

【決定事項】

- ・現状のままとする。

(2) 議員控室、委員会室レイアウトの検討について

[主な質疑・意見]

- ・レイアウトの変更については、必要があればしても良いと思う。
- ・レイアウトの関係で他市では会派のための部屋や勉強室なりがある。しかし、今のうきは市では現時点で必要性はない。それよりも、委員会の傍聴に関して部屋の端で、パイプ椅子ということがうきは市にとって恥ずかしいのでは。
- ・市民の方と直接触れ合える部屋は必要なのかなと思う。

【決定事項】

- ・現状のままとする。

(3) 議会図書室の充実について

[主な質疑・意見]

- ・議会図書室が必要なのか。図書館にある図書なら必要ない。議員として専門的に一般の人ではなく知る必要があるものについては充実をお願いしたい。
- ・議会図書室については、以前陳情も出た経過がある。趣旨は議員が勉強するための資料を充実して欲しいとの意味と聞いた。

【決定事項】

- ・現状のままとする。

(4) 議員タブレット端末導入（議会 ICT 化）について

[主な質疑・意見]

- ・タブレット端末については反対。
- ・昨年、タブレット端末を使った無料の講習会を受けた。導入している久留米市議会議員が講師だった。水害で地元の情報を瞬時に市へ提供できる。ペーパーレス化で紙の無駄も省ける。時間の節約にもつながる。

- ・ペーパーレス化は時代の流れなので将来いずれ入ってくると思うが、全ての議員が使うとの意識を統一しないと難しい。ただし、今後入るという認識も重要ではないか。予算も掛かる。
- ・導入というより研修をすべき。使えなかった議員でも今では扱えるようになったと聞いたが、まずは研修することが大事だ。
- ・平成26年にタブレット端末については視察に行ったり、業者を呼んで研修も行った。ただ、予算要求したが最後は落とされた経過がある。
- ・使い方によってタブレットは便利、特に災害時は被害の状況を映像で確認できる。

【決定事項】

- ・タブレット端末については研修会を実施する。

第17回 令和元年10月4日（金）午後1時14分～午後2時45分

協議事項

1. 政策（立案）提言テーマの調査経過について

（1）ため池に関する調査について（1班）

▷農林振興課より説明（石井農林振興課長、出利葉農林土木係長）

- ・重点ため池32箇所の内、1箇所は耐震等の点検事業を行う予定。
- ・また、32箇所のハザードマップを今年度と来年度にかけて作成する。（今年度：最低10箇所）
- ・その後のため池の実際の工事、及び地元負担金の考え方は、現行を基本的に農村整備分担金条例に基づき10%としているが、ただ、ため池は農業用のみならず、防災の機能を持っていること。近年受益者もかなり減少している状況から、現在の負担割合（率）については農業用と防災用の機能を踏まえ、さらに受益者の公平性も総合的に検討しながら、できるだけ早く市として考え方を整理したい。具体的な率については現状まだ報告できない。

[主な質疑・意見]

- ・3年後工事することが決まっている。田代池は以前から危険だったので、洪水吐を下げるとしても負担金が必要ということで2年遅れた。県に相談したら工事でやったほうが良いとの指摘で、なんとか今年の梅雨前までに洪水吐を下げた。
- ・以前の会議で1%の話をした。執行部の話では具体的な数字は未定とのことだが、田代池は総事業費4億、10%で4千万円、1%で400万円になる。受益者が12軒なので、負担がきつい。防災の面等を考慮して市には負担金の軽減を急いで欲しい。
- 1%については全く協議していない。農業と防災、それと受益者の数が個々で異なるので負担割合の平等性を含めてできるだけ早く素案を示し理解に努めたい。
- ・市では消防水利がない中で、ため池を消防用水として認めている。ということは

市が管理すべきではないか。

→検討したい。

・工事が3年後となると、負担金が決定していない。支払い能力が不明確なら、一般的には工事できないのでは。→そのとおり、通常そういった確認審査が通らないと工事はできない。ただ計画上が令和4年度を予定している。工事には地元の同意が必要で、現在ため池の考え方が大きく変わってきているので十分に検討したい。

・「農業用ため池管理保全法」により、防災面を含めて整備しすくなるという理解でよいのか。

→法律制定により関心が高まり、市としても防災の面から整備していく必要があると考えている。

・現状の取組みは。→田代ため池については調査が終了。今年度は西袋田を進めていく。これからは32箇所すべて工事するかしないか含めて、調査の結果を参考に検討したい。

・説明ではまだ何もやっていない。負担率はこれから。遅すぎるのではないか。3年前から一般質問でも言ってきた経過がある。→これまでも市長と数回負担率の試案は行っている。ただ、ため池事業だけではない様々な事業の負担金もあるので、兼ね合いから現時点では決めきれしていない。

・今後、委員会で協議していくためにも、市の方向性や素案が分かる資料を提出願いたい。

→出せる資料ができれば提出したい。

・市内のため池65箇所、この中に市の所有は。

→市の所有はない。朝田のため池は使わないということで、土地だけを所有。65箇所はすべて水利組合等が管理している。

・田代ため池も水を溜めず、ため池としての機能を無くし、市が地元から土地を寄付してもらえば。

→今後、市がそういった所有するかどうかは私では回答できない。

【決定事項】

・ため池の問題は、今後第1班で検討する。

(2) 姫治地区の市営住宅に関する調査について(2班)

▷山間部の市営住宅については、現在資料集めを行っている。その後に担当課が来て説明してもらい、行動に移したいと考えている。

【決定事項】

・市営住宅の問題は、今後第2班が検討する。

2. 事業評価について

▷ 前回協議の結果：決算特別委員会の結果を踏まえて、再度意見交換を行う

【決定事項】

- ・ 次回に協議する。

3. 議員タブレット端末導入（議会 ICT 化）について

（1）研修の内容及び日程について

① 第1回研修会として、タブレット導入の経過及び活用について、久留米市議会を視察

② 視察日程案：11/8（金）、18日（月）、20日（水）、22（金）、25（月）

▷（局長より）提案理由の説明

〔主な質疑・意見〕

- ・ 視察に行く必要があるのか。まだ早いのでは。
 - ・ タブレットについては以前視察に行った。良いというのは分かる。ただ、私自身使えないので反対している。
 - ・ 視察より勉強がしたい。熊懐議員が教えてくれるならやってみたい。
 - ・ 行かなくてよいという話ではなく、そう少し議論した中で研修を始めるべきではないか。議員の意識変わらないと始まらない。例えば、視察より全協等でこの問題だけで協議してはどうか。
- （事務局）前回研修が決まった。研修にもいろいろあるが、まずは実際の運用を見ないとなかなか議論ができないと思い、提案している。
- ・ 昨年タブレットの講習会に参加した。久留米に視察に行くことも、いろいろ勉強になるのではないか。災害にも役立つ。
 - ・ 時代に即した研修をしていくことには賛成だが、久留米市への研修には反対だ。職員が説明しては。まずは独自に研修を。
 - ・ タブレットの運用方法について、議会運営委員会で検討してもらっては。時代に合った対応をする必要があるのでは。ソサイエティ5.0の話もある。議員として使いきれないとかではなく、効率性を考えていくべき。
 - ・ これまで絶対反対だったが、同僚議員もやっているということで、少しは意識も変わった。必要はわかるが、使えないと議員としての職務に影響するし、税金の無駄。なので、購入するなら自費購入でお願いしたい。
 - ・ 以前タブレットの視察した、タブレットの所有方法もバラバラだった。他市の運用状況を調べてほしい。
- （事務局）他市では市議会だけ、市議会と執行部と2パターンある。議会の方向性がでないとならば執行部と協議できない。
- ・ まず、タブレットの操作方法を教えるところからお願いしたい。資料がどうい

見え方をするのか。一遍にはできないと思う。

【決定事項】

- ・勉強会を内部で行い、それぞれに勉強して機運が高まれば視察等も考える。

4. 令和元年度「意見交換会」について

(1) 各種団体との意見交換会について(1班)

- ①8月2日(金)消防団正副分団長との意見交換会 ※委員会調査含む
- ②8月19日(月)消防団幹部との意見交換会 ※委員会調査含む
- ③8月23日(金)商工会「未来創造部会」との意見交換会

(2) 高校生との意見交換会について(2班)

- ①11月15日(金)14:30 浮羽究真館高校生との意見交換会
※2班議員、中野議員、野鶴議員、組坂議員

(3) 山春地区自治協議会との意見交換会について(山春地区担当班)

- ①11月18日(月)19:00 山春コミュニティセンター

※熊懷議員、野鶴議員、中野議員、佐藤湛陽議員、上野議員
佐藤裕宣議員、組坂議員

- ・テーマ①空き家問題②高齢者の居場所づくり③耕作放棄地対策④その他

[主な質疑・意見]

- ・市民との意見交換会については、きちんと方針を決めるべきではないか。
- ・委員会調査で出来るものと意見交換会をすべきものでごっちゃになっていないか。

【決定事項】

- ・今年度意見交換を実施する。山春地区には回覧文を11/1に配布する。

第18回 令和元年11月1日(金)午前11時36分～午後0時21分

協議事項

1. 政務活動費の検討について

[主な質疑意見]

- ・平成24年の災害で月額1万円から8千円に下げたのではなかったか。
→平成24年4月改正なので、うきは市の災害ではない。東日本大震災の影響と聞いている。
- ・他市ではタブレット端末の通信料の一部を政務活動費から支出している事例がある。
- ・議員として勉強したくても、旅費や受講料も高い。現在の金額では足りない。

- ・研修費として増やすことには賛成する。
- ・報酬とは別に政務活動費がある。市議の報酬は33万円で、市内でも高いほうだ。市民の反発も強い。
- ・専業で議員をやるとなると、この金額は安いと感じている。議員のなり手不足の問題もあり、せめて月額1万円にはしてほしい。
- ・近隣の政務活動費の実態を調査して議論してはどうか。
- ・この問題が議員のなり手不足とも関連があり、一緒に議論すべきだ。
- ・近隣以外でも人口が同じ市町村も調査すべきでは。

→（事務局）次回の協議までに準備する。

2. 将来のうきは市を担う若者及び女性議員の確保対策について

- (1) うきはを担う若者及び女性議員の確保対策について
- (2) 議員のなり手不足の検討について
- (3) 市議会議員選挙の投票率アップについて

[主な質疑・意見]

- ・議員に若い方や女性の方が立候補しやすい環境整備をするべきでは。
- ・総務省が作成した「地方議会の在り方（なり手不足）」の資料をもとに一体的に検討してはどうか。
- ・女性や子育て世代が気軽に傍聴できるように、熊本でも事例がある託児所等の整備を考えては。
- ・今期は1名だが、うきは市はこれまで3名程度の女性議員がいた。立候補したいという女性も知っている。心配する必要はない。ただ、吉井の候補者が少ないことが投票率にも影響していると思う。
- ・投票率が低いのは関心が低いことの表れ。執行部とともに議会も今後考えていく必要がある。
- ・子育て世代が立候補しやすい環境整備が重要だ。

【決定事項】

- ・政務活動費については次回協議する。
- ・若者及び女性議員の確保対策については、来年4月以降に協議する。

3. 令和元年度「意見交換会」について

(1) 浮羽究真館高校生との意見交換会（2班）

- ・日時：11月15日（金）14:30～2時間程度 会場：市役所3階大会議室
 - ・参加者：浮羽究真館高校の生徒会役員18名、議員10名
- ※2班議員、中野議員、野鶴議員、組坂議員
- ・実施方法：ワークショップ方式（3グループ）

- ・テーマ①うきは市について普段あなたが思うことは！
- ②あなたやあなたの周りで不安や心配なことは！
- ③まちや国の政治についてあなたが思うことは！

(2) 山春地区自治協議会との意見交換会（山春地区担当班）

- ・日時：11月18日（月）19:00～1.5時間程度 会場：山春コミュニティセンター
- ・担当議員：熊懐議員、野鶴議員、中野議員、佐藤湛陽議員、上野議員
- ・テーマ：?空き家問題について ①高齢者の居場所づくりについて ②耕作放棄地の対策について ③その他

第19回 令和元年11月28日（木）午後1時40分～午後2時30分

協議事項

1. 政務活動費の検討について

[主な質疑・意見]

- ・議員として勉強したいが、経費が掛かる。上げるほうで検討できないか。
- ・昨年研修旅費を引き上げた経過がある。現状維持で。
- ・以前、1万円から8千円に下げた経過がある。住民に対してどう説明してきたのか検証を。議論が不十分。
- ・この問題はすぐに結論が出ない。昨年委員会の調査活動費が増加していることも考慮すべき。
- ・1万円から8千円に下げた経過は、当時政務活動費の不正が社会問題となっており、市にも監査請求があっていた。そういった背景もあり全会一致で決まった。
- ・他の自治体では政務活動費が無い代わりに報酬が高い。政務活動費を廃止して、議員のなり手不足解消のため報酬を引き上げることも検討しては。→議員の調査活動と報酬とは別の問題だ。
- ・大阪堺市では政務活動費を使って、議会に講師を呼び研修している例もある。現在でも政務活動費の執行率が低いので、使い方を学んでは。
- ・委員会とは別に、市の次期計画や政策を見据えて議員を派遣して研修等に参加させ、それを全体に還元するような仕組みづくりが大事では。
- ・講師を呼ぶための予算計上を。→（事務局）すでに講師謝礼として計上している。ただし、テーマによっては講師の旅費を含め金額の差が大きいので今後検討していきたい。
- ・政務活動費の使い方について、特に個人の資質向上のためとは何なのか。拡大解釈すると問題で、どこまでが許容範囲なのかまず先に勉強することが大事なのは。

【決定事項】

・政務活動費については現状維持とし、次年度以降に再度検討していく。

2. 政策（立案）提言テーマの調査について （14：22～14：25）

（1）ため池に関する調査について（1班）※中野委員長より経過報告

（2）姫治地区の市営住宅に関する調査について（2班）※佐藤副委員長より経過報告

3. 令和元年度「意見交換会」の結果について

（1）浮羽究真館高校生との意見交換会（2班）

・開催日：11月15日（金）14:30～2時間程度 会場：市役所3階大会議室

・テーマ：①うきは市について普段あなたが思うことは！ ②あなたやあなたの周りで不安や心配なことは！ ③まちや国の政治についてあなたが思うことは！

※佐藤委員長より経過報告

（2）山春地区自治協議会との意見交換会（山春地区担当班）

・開催日：11月18日（月）19:00～1.5時間程度 会場：山春コミュニティセンター

・テーマ：①空き家問題について ②高齢者の居場所づくりについて ③耕作放棄地の対策について ④その他

※中野委員長より経過報告

**第20回 令和2年1月6日（月）午後2時25分～午後2時50分
協議事項**

1. 令和元年度「意見交換会」の報告について

（1）山春地区自治協議会との意見交換会（山春地区担当班）

・開催日：11月18日（月）19:00～20:30 会場：山春コミュニティセンター

・テーマ：①空き家問題について ②高齢者の居場所づくりについて ③耕作放棄地の対策について ④その他

※組坂委員より、別紙資料に基づいて結果報告

（2）浮羽究真館高校生との意見交換会（2班）※次回報告

※岩淵委員より、次回報告する旨の話がある

2. 政策（立案）提言テーマの調査状況について

（1）ため池に関する調査について（1班）

※中野委員長より、今後班で協議し報告する旨の話がある。

（2）姫治地区の市営住宅に関する調査について（2班）

※佐藤副委員長より、今後班で協議し報告する旨の話がある。

3. 議員タブレット端末（議会 ICT 化）研修について

▷（案）株式会社ドコモCS九州によるタブレット体験研修

- ・通信機器：NTT ドコモ
- ・ペーパーレス会議システム：SideBooks サイドブックス：東京インタープレイ(株)
- ・導入実績：（県内）北九州市、久留米市、飯塚市、八女市、宮若市、嘉麻市、糸島市、須恵町、桂川町、全国220件
- ・日時：2月7日（金）全員協議会開催日の13:30～1時間30分程度

[主な質疑・意見]

- ・どのようなシステムを導入するか未定なのに、研修をしても同じではないか。
- （事務局）第一弾として、まずはタブレットに触れて体験してもらうことが大切と考えている。
- ・使い方なら、使える同僚議員から教えてもらいたい。
- （事務局）機種により使い方が異なる。また、台数にも限りがあるので今回このような研修を企画した。
- ・導入した場合のメリットを協議するほうが先では。
- （事務局）体験してメリットがあるかを判断して欲しい。
- ・導入するなら執行部も含めて研修すべきではないのか。

【決定事項】

- ・提案どおり、タブレット研修を議員のみで2月7日に実施する。

第21回 令和2年2月7日（金）午後1時28分～午後3時 協議事項 午後4時58分～午後5時20分

1. 議員タブレット端末（議会 ICT 化）研修について

- ・株式会社ドコモCS九州によるタブレット体験研修13:30～15:00
- ・通信機器：NTT ドコモ
- ・ペーパーレス会議システム：SideBooks サイドブックス：東京インタープレイ(株)

▷各議員に配布されたタブレットで、インターネット検索、チャット、専用アプリ SideBooks の操作方法を学ぶ

2. 令和元年度「意見交換会」の報告について

（1）浮羽究真館高校生との意見交換会（2班）

※岩淵委員より資料に基づき報告がある

3. 政策（立案）提言テーマの調査状況について

（1）ため池に関する調査について（1班）

※中野委員長より全協で説明があった受益者負担について報告がある

(2) 姫治地区の市営住宅に関する調査について(2班)

※岩淵委員より資料に基づき報告がある

4. その他

(事務局より)

- ・執行部から機構改革により来年度から「都市計画準備課」が創設予定と聞いている。委員会条例の改正が必要となるが、併せて所管の見直しをしてはどうか。参考資料として、別紙「常任委員会所管比較表」を作成した。次回協議をお願いしたい。

→次回協議を行う。

第22回 令和2年2月27日(木) 午後2時25分～午後3時42分 協議事項

1. うきは市議会委員会条例の一部改正について

(1) 議案第21号 うきは市行政組織条例の一部改正に伴う「都市計画準備課」の所管常任委員会の決定について

(2) 常任委員会所管の均衡を図るための所管見直しについて ※別紙資料

(事務局より)

- ・提案として、都市計画準備課を総務産業に、市民協働推進課を厚生文教に所管を見直しては。

[主な質疑・意見]

- ・事務局提案で良いと思うが、市民協働推進課に消防係がある。全協で意見があった消防団の件も4月以降は総務委員会ではなく、厚生文教委員会が引き継ぐのか。
- ・消防係は総務の所管であるべきで、市民協働推進課を厚生文教委員会へは難しいのでは。
- ・税務課や徴収対策室を移管するなら分かるが、消防係がある市民協働推進課はそのままが良い。
- ・市民協働推進課はコミュニティ支援係があり、自治協議会を担当している。厚生文教の分野である「地域包括ケア」や「コミュニティ・スクール」にも関係しておりコミュニティ支援係は厚生文教が望ましい。
- ・将来的には厚生文教が望ましいが、現状市から提案されているのは都市計画準備課の創設で難しいのでは。
- ・消防係は総務産業委員会、コミュニティ支援係は厚生文教委員会と係ごとに分けて運用できないのか確認を。

- ・他市町のように常任委員会の名称を変えれば可能になると思うが。

【決定事項】

- ・都市計画準備課を総務産業常任委員会の所管する。将来の機構改革に向けて消防係を総務課に戻すことを執行部に要請する。

2. 議員タブレット端末研修について

- (1) 意見の集約
- (2) 今後の進め方について

[主な質疑・意見]

- ・これまでと意識が変わった。少しずつ進めてもらいたい。
- ・他市である議員研修にも参加するがペーパーレス化が進んでいる。
- ・議会だけではなく、執行部が導入するかが問題で、協議していくことが大事では。(事務局より)
- ・議会図書室に設置されたパソコンで、議員より希望があれば文字入力やインターネット検索など簡単なパソコン操作を職員が教えることは可能です。

3. その他

(議長より)

- ・議員の改選が6月となっている。本特別委員会を5月末までとしたい。6月議会冒頭で調査報告をお願いしたい。また、請願・陳情をこれまでに採択してきたが、その後の執行部の対応状況を調査する委員会を設置してはどうかと思う。

Ⅲ. 次回の開催予定について

- (1) 協議事項の確認：議会改革特別委員会の総括
- (2) 開催日：令和2年5月1日(金) 予定

第23回 令和2年5月1日(金) 午後4時5分～午後4時26分 協議事項

1. 議会改革特別委員会の総括について

※別紙、委員会報告書(案)

[主な質疑・意見]

- ・(9) 事業評価の関係で成果表の内容が統一されていない。書式の統一について、議会から執行部に申し入れを。
- ・(9) 事業評価はそのままで良い。
- ・議会改革特別委員会委員長は議会運営委員長がなった方が良いのでは。
- ・議会改革特別委員会委員長はみんなの意見で決めれば良い。

- ・検討事項について「議会だより」でその都度掲載してきたので改めて市民へ周知は不要では。
- ・委員会として、改めて市民へ周知はしない。

以上、23回の議会改革特別委員会を開催し、具体的な決定事項については、別記のとおりです。

以上、議会改革特別委員会の調査報告とします。

議会改革特別委員会決定事項（H30.7～R2.5）

（1）議会報告会について

- ①意見交換会として実施する。実施要綱の改正。
- ②平成30年度は、市民みなさんとの意見交換会を各地区自治協議会で実施。
- ③令和元年度は、各種団体、高校生と実施。

（2）議会基本条例の検証について

- ①各条文について検証を実施。
- ②条例の見直し検討を実施。議会運営委員会において継続して協議する。

（3）議会基本条例に基づく自由討議の拡大・推進について

- ①自由討議の中で、課題を出し合いながらテーマを決定し、調査・研究を重ねて政策（立案）の提言に結びつける。今回は、ため池対策及び姫治地区市営住宅に関する調査を実施。
- ②事業評価については、現行の決算特別委員会の審査で行う。

（4）政治倫理に関する条例制定について

- ①現行条例を維持する。

（5）県議会との連携強化及び隣接市町議会交流の推進

- ①県議会議員と意見交換及び懇親会を行う。
- ②近隣市町議会との交流については、必要に応じて検討する。

（6）常任委員会の運営について

- ①委員会において傍聴者用の資料を準備して閲覧できるよう配慮する。
- ②うきは市議会傍聴規則を改正（R1.6改正）

（7）議会施設等の整備について

- ①議員執務室の確保については、現状を維持する。
- ②議員控室、委員会室のレイアウトについては、現状を維持する。
- ③議会図書室の充実については、必要な書籍を整備しながら現状を維持する。
- ④議員タブレット端末導入については、執行部と共同して進める。

(8) 政務活動費について

- ①現状を維持しながら、今後協議を継続する。

(9) 事業評価について

- ①現行の決算特別委員会審査とする。

(10) 将来のうきはを担う若者及び女性議員の確保対策について

- ①若者や女性及び子育て世代が立候補しやすい環境を整備する必要がある。今後協議を継続する。

(11) 議員定数について

- ①令和2年度以降に協議する。

(12) うきは市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の見直し検討について

- ①刑事事件に関しては厳格に対処するため、新たな規定を追加するなどして、条例を改正 (R1.6 改正)。

(13) 常任委員会の所管見直し検討について

- ①うきは市議会委員会条例を改正 (R2.3 改正)